

地域限定保育士制度の全国展開に対する考え方について

R3.4.28WGヒアリング 厚生労働省提出資料
②地域限定保育士（多様な主体による地域限定保育士試験の実施含む）の全国展開について

現行制度の内容

- 保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。地域限定保育士試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする。さらに、実技試験を実技講習に代えることができる。また地域限定保育士試験と、通常保育士試験の合格した科目は相互に次回の保育試験で免除期間中に限り免除となる。
- 地域限定保育士試験の指定試験機関について、公正、適正かつ確実な試験の実施を担保した上で、株式会社を含む多様な法人を活用可能とする。

厚生労働省の見解

地域限定保育士制度を全国展開することについては、以下の点について課題があるものと考えている。

- そもそも、地域限定保育士制度を創設した経緯は、平成26年当時、保育士試験が年1回しか実施されていなかったところ、国家戦略特区制度を活用して年2回実施することにより、多くの保育士を確保できるようにすることを目的としていた。
- その結果、平成29年から保育士試験は全ての都道府県で年2回実施しており、その目的を果たしている。
- 地域限定保育士制度を全国展開することとした場合、現行の「地域限定保育士が国家戦略特区の区域内で3年間従事する」という限定要件をなくし、全国で勤務できるようにすることとなる。
その場合、現在は神奈川県と大阪府が地域限定保育士試験を実施しているが、この2府県にそのメリットが無くなってしまうことも考慮する必要がある。
- また、当該2府県のみ実施している地域限定保育士試験について、現時点で他の都道府県からの実施についての要望等もないことから、引き続き、実施している2府県の考えや実施状況、他の都道府県のニーズ等について見守っていく必要がある。

（参考）地域限定保育士試験結果（令和2年度）

神奈川県：受験者数2,651人、合格者数410人

大阪府：受験者数1,281人、合格者数297人